

# 公立大学法人熊本県立大学

## 第3期中期目標の期間の終了時の検討について

### 1 趣旨

知事は、評価委員会が公立大学法人について、中期目標の期間の終了時までに見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中間評価」という。）を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされている。（地方独立行政法人法第79条の2）

また、検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聞かなければならないとされている。（同条第2項）

### 2 検討方針

#### (1) 実施時期

今年度は、第3期中期目標期間（H30～R5）の終了年度に当たり、昨年度「中間評価」を実施したことから、これも踏まえ、終了時の検討を行う。

#### (2) 検討方法

法人が受審した次の評価の内容を踏まえ、検討する。

- ① 中間評価（評価機関：公立大学法人評価委員会）  
実施時期：令和4年8月
- ② 認証評価（評価機関：公益財団法人大学基準協会）  
実施時期：令和5年3月

### 3 法人が受審した評価の内容

#### (1) 中間評価（評価機関：公立大学法人評価委員会）

##### ① 全体評価

令和2年度、3年度において、コロナ禍により、中期計画の一部に十分実施できない部分があったものの、概ね着実に計画を実施している。

今回の中間評価において、全8項目中、全て「2：中期目標・中期計画の達成が見込まれる」と評価し、現時点においては、全体として第3期中期目標・中期計画の達成が見込まれる。

## ② 主な評価及び課題

評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域リーダーを養成する独自の人材育成システム「もやいすと育成システム」の取組</li> <li>・留学生の受入拡大に向けた施策（支援制度等）の充実</li> <li>・管理栄養士国家試験の合格率（100%近くで推移）</li> <li>・「流域治水を核とした復興を起点とする持続社会」地域共創拠点の科学技術振興機構（JST）支援事業への採択</li> <li>・「デジタルイノベーション推進センター」や「地域・研究連携センター」等を設置し、社会の変化に的確に対応</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院の収容定員充足率</li> <li>・文学部英語英米文学科における英語能力 （英語を含む外国語教育に係る取組の検証指標5つのうちの1つ）</li> </ul>

## (2) 認証評価（評価機関：公益財団法人大学基準協会）

### ① 評価結果

<p>熊本県立大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。</p> <p>認定の期間は2023（令和5）4月1日から2030年（令和12年）3月31日までとする。</p>
---

### ② 提言内容

長所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「もやいすと育成システム」を不断に発展</li> <li>・食育活動の取組（「熊本県立大学食育ビジョン」の策定、学生による調理方法に関する動画の配信、食料備蓄についての講座の開講等）</li> <li>・大学の資源を生かし、地域や企業等と連携して教育研究活動の成果を地域に還元する取組（「被災地域復興・再生支援事業」、「緑の流域治水」）</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院における収容定員に対する在籍学生数比率</li> </ul>

## 4 検討結果

### (1) 業務継続の必要性について

上記のとおり、評価委員会による中間評価において、「全体として、第3期中期目標・中期計画の達成が見込まれる」と評価を受け、また、認証評価の結果、「大学基準に適合」していると評価されていることから、引き続き、法人に業務を継続させることが妥当と考える。

### (2) 組織の在り方その他組織及び業務の全般にわたる検討について

現在、大学基準に適合した運営がなされていることなどから、法人が受審した上記評価の内容を踏まえ、次期中期目標を策定する中で、地方独立行政法人法第79条の2に基づく「所要の措置を構ずる」こととする。